

## 邑楽町中央公民館建設設計者選定競技実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、邑楽町中央公民館建設設計業務（以下「設計業務」という。）を行う設計者の選定競技（以下「設計者選定競技」という。）を実施するに当たって、最も適格と判断される設計者を選定するための手続について必要な事項を定めるものとする。

(設計提案書提出者の選定)

第2条 邑楽町建設工事入札審査会は、邑楽町中央公民館建設に係る設計提案書（以下「設計提案書」という。）の提出を要請する者を、邑楽町における平成26年度建築関係コンサルタント業務に係る入札参加資格を有する者のうちから選定するものとする。

(提出要請書)

第3条 町長は、前条の規定により選定された者に、設計提案書の提出要請書を送付するものとする。

2 前項の提出要請書には、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 設計業務の概要に関する事項
- (2) 設計者選定競技の手続に関する事項
- (3) 設計提案書の作成及び記載上の留意事項
- (4) 設計業務を行う設計者を選定するための基準に関する事項
- (5) 邑楽町中央公民館建設設計提案審査委員会設置要綱（平成26年邑楽町要綱第27号）第1条の規定による邑楽町中央公民館建設設計提案審査委員会（以下「委員会」という。）に関する事項
- (6) 設計提案書の審査に関する事項
- (7) 設計提案書の著作権その他設計提案書の取扱いに関する事項
- (8) 設計業務の委託に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(設計提案書)

第4条 設計提案書は、次の各号に掲げる項目について作成するものとする。

- (1) 技術職員の数及び所持資格

- (2) 設計業務と同種又は類似業務の実績
- (3) 総括責任者及び主任技術者の業務実績
- (4) 設計業務の実施体制
- (5) 設計業務の実施方針及び具体的な提案
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設計業務の実施に関し必要な事項

2 前項の設計提案書は、町長に提出するものとする。

3 町長は、設計提案書の提出があったときは、委員会に審査を依頼するものとする。

(委員会への報告)

第5条 町長は、提出された設計提案書又は設計提案書提出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を委員会に報告する。

- (1) 設計提案書の提出方法、提出先及び提出時期が、提出要請書に示された条件に適合していない場合
- (2) 設計提案書に、提出要請書において許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (3) 設計提案書に虚偽の記載があった場合
- (4) 設計提案書に記載された担当者が、選定後担当できない場合
- (5) 設計提案書提出者が、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める場合

(審査)

第6条 設計業務を行う設計者を選定するための審査事項及び審査方法等は、委員会で決定するものとする。

2 委員会は、提出された設計提案書を基に、設計提案書提出者に対して、評価を行うためのヒアリングを行うものとする。

3 委員会は、評価基準及びヒアリングの結果を基に審査し、設計業務を行う設計者として最も適した設計提案書提出者を選定する。

4 委員会は、審査結果を設計提案書提出者全員に通知するものとする。

(審査結果の報告)

第7条 委員会は、設計者選定競技の審査が終了したときは、速やかに審査結

果を町長に報告するものとする。

(公表)

第8条 委員会は、審査の公正性、透明性、客観性を示すため、審査経過及び結果を公表するものとする。

(設計業務の委託)

第9条 町長は、第6条第3項の規定により選定された者と予定価格の範囲内で業務委託契約を締結するものとする。

2 前項の規定により業務委託契約を締結した者は、必要に応じて他事務所との業務分担その他の協力を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、設計者選定競技に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から適用する。